

第3期木津川市子ども・子育て支援事業計画の策定について

1. 概要

本業務は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき「第3期木津川市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

現行計画（第2期木津川市子ども・子育て支援事業計画）が令和6年度をもって終了することから、令和7年度から5年間を計画期間とする次期計画を策定します。

本計画では、計画期間における教育・保育の「量の見込み」「提供体制の確保の内容」「実施時期」などについて定めます。

2. 委託業務の内容

- （令和5年度）ニーズ調査、調査結果の分析
- （令和6年度）計画策定支援

3. 予算措置

債務負担行為 8,822 千円（令和5年度～令和6年度）

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約
（理由）

本事業の実施にあたっては、高度な専門的知識や業務遂行能力が求められることから、価格の低廉性のみを追求するのではなく、より優れた能力を有する民間事業者を見極めるため、プロポーザル方式による業者選定を行なうもの。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

5. スケジュール

- 令和5年5月24日 : 募集公告
- 令和5年7月25日 : プレゼンテーション審査
- 令和5年8月上旬 : 事業者選定、契約締結
- 令和5年12月まで : ニーズ調査
- 令和6年3月まで : ニーズ調査結果報告書作成
- 令和6年度 : パブリックコメント、計画策定

6. こども計画

こども計画は、地域のこども施策全般を束ねるこどもに関する最上位計画です。こども基本法第10条第2項で策定が努力義務化されており、年内の閣議決定が予定されている「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して策定する必要があります。

こども計画の策定については、今後の国、京都府の動向を注視し検討を進めることとし、第3期木津川市子ども・子育て支援事業計画については、こども計画と一体での策定は行わず、将来的に一体化を検討します。